

令和5年12月18日

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処
調達会計部長 早瀬 英俊

一般競争入札について下記のとおり実施するので、陸上自衛隊が示す「入札及び契約心得（令和5年9月11日）」等関係事項を承諾のうえ参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

(1) 品名等

品 名	規 格	単 位	数 量
ピーク電力計（JWM-Q27）（校正）ほか18件別紙第1内訳書のとおり			

(2) 納 期 令和6年3月27日

(3) 納 地 陸上自衛隊島松駐屯地

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和5年度有効の全省庁統一競争参加資格「役務の提供等」「A」、「B」、「C」又は「D」の格付を保有し、北海道地域に競争参加資格を有する者であること。

(4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 別紙第2「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

3 契約条項等を示す場所

契約条項及び「入札及び契約心得」については、北海道補給処調達会計部に掲示するほか、北海道補給処ホームページにも掲載する。

4 競争入札執行の日時及び場所

(1) 日 時 令和6年1月19日（金）11時30分

(2) 場 所 陸上自衛隊北海道補給処調達会計部入札室

5 落札決定方法

(1) 品目別総額により決定する。

(2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、同額の場合は抽選とする。

6 保証金に関する事項

(1) 入札保証金は免除する。

ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従った契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金は免除する。

ただし、契約者が「入札及び契約心得」に従った契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10を違約金として徴収する。

7 入札の無効

(1) 第2項に示した競争に参加するために必要な資格のない者がした入札

(2) 入札に関する条件に違反した入札

(3) 入札金額、入札者及び担当者氏名、連絡先の記載がない入札書

(4) 入札開始時刻に遅れたもの、又は郵便入札において本公告に示す期限を過ぎて到着した入札書

(5) 電話、電報及びFAXによる入札

(6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

8 契約書の作成

落札決定後、関係法令等に基づき契約書を作成し、役務請負契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項を付する。

9 その他

(1) 入札書は指定した書式を使用する。

(2) 入札書の記載要領等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づき消費税に相当する金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって契約価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づき消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。

なお、落札決定は、消費税抜きの金額で発表する。

(3) 郵便入札

ア 郵便による入札参加を推奨（コロナウイルス感染防止のため）

イ 郵便入札の要領等

(ア) 送付先

〒061-1393 恵庭市西島松308

陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課

(イ) 送付期限

令和6年1月18日（木）17時00分（必着）

- (ウ) 送付要領
 - a 入札書は、「ピーク電力計（JWM-Q27）（校正）」ほか18件と朱書された小封筒の中に入れて封印をする。
 - b 上記aの入札書が入った小封筒と資格決定通知書（写）を郵送用封筒に入れて配達が可能である郵便又はメール便にて送付する。
- (エ) 到着の確認
 - 郵送入札を行う者は、発送した後契約課担当者に到着の確認を行うものとする。
- (4) 再度入札
 - ア 郵便による入札者がいない場合、直ちに実施する。
 - イ 郵便による入札者がいる場合
 - (ア) 再度入札の実施日時
 - 令和6年1月26日（金）13時00分
 - (イ) 郵便入札の要領
 - a 送付期限
 - 令和6年1月25日（木）17時00分（必着）
 - b その他の要領
 - 初度の入札と同様
- (5) 資格決定通知書に関し、本年度初めて当補給処の入札に参加する者又は記載内容に変更のあった者は、当該「写」を入札開始までに提出する。（FAX可）
- (6) 代表者以外の入札者は、委任状を入札開始までに提出すること。
- (7) 入札に関する問い合わせ先
 - ア 物品及び仕様等に関する事項
 - 陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課（担当：佐藤）
 - 電話 0123-36-8611（内線5342）
- (8) 公告掲示場所
 - ア 掲示板
 - (ア) 島松駐屯地
 - (イ) 恵庭、千歳、札幌各商工会議所
 - イ 北海道補給処ホームページ
 - <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>
- (9) 公告掲示期間
 - 令和5年12月18日～令和6年1月19日

内 訳 書

No.	品 名	規 格	単 位	数 量
1	ピーク電力計 (JWM-Q27) (校正)	仕様書及び調達要領指定書のとおり	UN	1
2	光電力計 (JWM-Q22-B) (校正)	仕様書及び調達要領指定書のとおり	UN	1
3	普通騒音計 (1015) (校正)	仕様書及び調達要領指定書のとおり	UN	2
4	光パルス試験器 (JTS-Q174-B) (校正)	仕様書及び調達要領指定書のとおり	UN	2
5	データ伝送分析器 (GAY-102) (校正)	仕様書及び調達要領指定書のとおり	UN	1
6	誤り率測定器 (GPM-27) (校正)	仕様書及び調達要領指定書のとおり	UN	1
7	センサーモジュール (11722A) (校正)	仕様書及び調達要領指定書のとおり	UN	1
8	センサーモジュール (11792A) (校正)	仕様書及び調達要領指定書のとおり	UN	1
9	信号発生器 (GSG-167-E) (校正)	仕様書及び調達要領指定書のとおり	UN	1
10	抵抗箱 (SR-1) (校正)	仕様書及び調達要領指定書のとおり	UN	1
11	標準コンデンサA (16380A) (校正)	仕様書及び調達要領指定書のとおり	UN	1
12	標準コンデンサC (16380C) (校正)	仕様書及び調達要領指定書のとおり	UN	1
13	信号発生器 (GSG-167-B) (校正)	仕様書及び調達要領指定書のとおり	UN	1
14	クランプメータ (DCM-60L) (校正)	仕様書及び調達要領指定書のとおり	UN	1
15	クランプテスタ (CM-400) (校正)	仕様書及び調達要領指定書のとおり	UN	1
16	擬似負荷 (GDA-2) (校正)	仕様書及び調達要領指定書のとおり	UN	7
17	レンジ校正器 (ML2419A) (校正)	仕様書及び調達要領指定書のとおり	UN	1
18	同期端局測定器 (GTS-212) (校正)	仕様書及び調達要領指定書のとおり	UN	1
19	オシロスコープ校正器 (GTS-151-B) (校正)	仕様書及び調達要領指定書のとおり	UN	1

調達要求番号：3MCG1AA0039

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕様書番号	
電気関係計測器の校正	NS-C200001	
	防衛大臣承認	平成 年 月 日
	作成	平成29年11月9日
	変更	平成 年 月 日
	作成部隊等名	北海道補給処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊北海道補給処において実施する電気関係計測器の校正(以下、“校正”という。)について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z500002による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

2 校正に関する要求

2.1 校正対象品目

校正対象品目(以下、“対象計測器”という。)は、調達要領指定書による。

2.2 整備の種類

整備の種類は、GLT-CG-Z500002の2.2 j)に示す“校正”とする。

2.3 整備の作業方式

整備の作業方式は、GLT-CG-Z500002の2.3 a)に示す“標準(又は確定)作業方式”によるものとし、調達要領指定書に指定する場合を除き、表1による。

表1-標準作業表

番号	工程名	作業内容
1	入場点検	対象計測器の外観を点検する。
2	校正	校正は、2.5、2.6に基づき行うものとし、必要に応じて誤差を調整し、合否を判定する。
3	包装等	包装等は、4による。

2.4 校正作業

校正は、表1に示す各工程に応じて行い、合否を判定するものとする。

2.5 環境条件

環境条件は、調達要領指定書に指定する場合を除き、GLT-CG-Z000001の3.1.1による。

2.6 使用計測器

校正に使用する計測器は、対象計測器本来の規定(許容差範囲)を確認できる精度を有するものとするほか、調達要領指定書によって指定する。

2.7 校正基準

校正基準は、調達要領指定書による。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

4.2 包装の表示

包装の表示は、GLT-CG-Z000001の4.2による。

5 その他の指示

5.1 輸送

輸送は、調達要領指定書による。

5.2 添付書類

添付書類は、表2によるものとし、対象計測器1台ごとに、各1部を添付するものとする。

表2-添付書類

番号	書類名	部数	様式等
1	校正成績書	1	5.2 a)及び5.2 b)による。
2	使用計測器に関する書類		

- a) 校正成績書の様式は、契約の相手方が定めた任意の様式とし、記載事項は、校正実施会社名、校正実施者印、品名、型式、校正の可否、合格の内訳、室内温度、室内湿度、物品番号、器材番号、製造者名、製造年月日及び校正年月日とする。

なお、合格の内訳は、表3による。

表3-合格の内訳

番号	内訳	判定基準
1	非調整	—
2	微調整	合格範囲内であるが最良に調整
3	調整	合格範囲外であるが調整によって合格
4	微修理	合格範囲外であるが軽微な修理によって合格

- b) 使用計測器に関する書類の様式は、契約の相手方が定めた任意の様式とし、記載事項は、品名、型式、製造者名及び校正有効期限とする。

5.3 仕様書に関する疑義

仕様書の内容に疑義を生じた場合は、契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	R 0 5 1 1 0
	調 達 要 求 番 号	3 M C S 1 A A 0 0 3 9
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 5 年 1 2 月 8 日
	作 成 部 課	装 備 計 画 部 通 信 電 子 課
	作 成 年 月 日	令 和 5 年 1 2 月 6 日
品 名	ピーク電力計 (JWM-Q27) (校正)	
仕 様 書 番 号	NS-C200001	

下記の事項について、仕様書を補足する。

1 仕様書 2 校正に関する要求 2.1 校正対象品目

品 名 ピーク電力計 (JWM-Q27) × 1 UN
製造会社 アジレント・テクノロジー株式会社
製造型式 E4416A
製造番号 MY50000601

品 名 センサ (構成部品) × 1 UN
製造会社 アジレント・テクノロジー株式会社
製造型式 E9327A
製造番号 MY56430002

2 仕様書 2.6 使用計測器
製造会社の推奨とする計測器を使用する。

3 仕様書 2.7 校正基準
製造会社推奨の基準とする。

4 仕様書 5 その他の指示 5.1 輸送
輸送は、契約相手方が担任するものとする。

5 その他

契約物品の全部又は主要部品の製造、組立、改造、改修又は修理等を第三者に請け負わせようとする場合は、“下請負承認申請書”を契約担当官に提出し、承認を受ける。

なお、“下請負承認申請書”の様式は、入札及び契約心得に掲載されている。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	R 0 5 1 1 1
	調 達 要 求 番 号	3 M C S 1 A A 0 0 3 9
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 5 年 1 2 月 8 日
	作 成 部 課	装 備 計 画 部 通 信 電 子 課
	作 成 年 月 日	令 和 5 年 1 2 月 6 日
品 名	光 電 力 計 (J W M - Q 2 2 - B) (校 正)	
仕 様 書 番 号	N S - C 2 0 0 0 0 1	

下記の事項について、仕様書を補足する。

1 仕様書 2 校正に関する要求 2.1 校正対象品目

品 名 光電力計 (J W M - Q 2 2 - B) × 1 U N

製造会社 アジレント・テクノロジー株式会社

製造型式 8 1 6 3 B

製造番号 M Y 4 8 2 0 5 1 3 3

品 名 デュアル光センサーモジュール (構成品) × 1 U N

製造会社 アジレント・テクノロジー株式会社

製造型式 8 1 6 3 5 A

製造番号 D E 3 8 6 0 6 5 4 0

2 仕様書 2.6 使用計測器

製造会社の推奨とする計測器を使用する。

3 仕様書 2.7 校正基準

製造会社推奨の基準とする。

4 仕様書 5 その他の指示 5.1 輸送

輸送は、契約相手方が担任するものとする。

5 その他

契約物品の全部又は主要部品の製造、組立、改造、改修又は修理等を第三者に請け負わせようとする場合は、“下請負承認申請書”を契約担当官に提出し、承認を受ける。

なお、“下請負承認申請書”の様式は、入札及び契約心得に掲載されている。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	R 0 5 1 1 2
	調 達 要 求 番 号	3MCS1AA0039
	調 達 要 求 年 月 日	令和5年12月8日
	作 成 部 課	装備計画部通信電子課
	作 成 年 月 日	令和5年12月6日
品 名	普通騒音計 (1015) (校正)	
仕 様 書 番 号	NS-C200001	

下記の事項について、仕様書を補足する。

1 仕様書 2 校正に関する要求 2.1 校正対象品目

品 名 普通騒音計 (1015) × 2UN

製造会社 電子測器株式会社

製造型式 1015 × 2UN

製造番号 900743、922831

2 仕様書 2.6 使用計測器

製造会社の推奨とする計測器を使用する。

3 仕様書 2.7 校正基準

製造会社推奨の基準とする。

4 仕様書 5 その他の指示 5.1 輸送

輸送は、契約相手方が担任するものとする。

5 その他

契約物品の全部又は主要部品の製造、組立、改造、改修又は修理等を第三者に請け負わせようとする場合は、“下請負承認申請書”を契約担当官に提出し、承認を受ける。

なお、“下請負承認申請書”の様式は、入札及び契約心得に掲載されている。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	R 0 5 1 1 3
	調 達 要 求 番 号	3 M C S 1 A A 0 0 3 9
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 5 年 1 2 月 8 日
	作 成 部 課	装 備 計 画 部 通 信 電 子 課
	作 成 年 月 日	令 和 5 年 1 2 月 6 日
品 名	光パルス試験器 (J T S - Q 1 7 4 - B) (校 正)	
仕 様 書 番 号	N S - C 2 0 0 0 0 1	

下記の事項について、仕様書を補足する。

1 仕様書 2 校正に関する要求 2.1 校正対象品目

品 名 光パルス試験器 (J T S - Q 1 7 4 - B) × 2 U N
 製造会社 アンリツ株式会社
 製造型式 M T 9 0 8 2 A - 0 6 4 × 2 U N
 製造番号 6 2 0 0 8 8 6 8 3 0、6 2 0 0 9 3 4 4 4 4

2 仕様書 2.6 使用計測器

製造会社の推奨とする計測器を使用する。

3 仕様書 2.7 校正基準

製造会社推奨の基準とする。

4 仕様書 5 その他の指示 5.1 輸送

輸送は、契約相手方が担任するものとする。

5 その他

契約物品の全部又は主要部品の製造、組立、改造、改修又は修理等を第三者に請け負わせようとする場合は、“下請負承認申請書”を契約担当官に提出し、承認を受ける。

なお、“下請負承認申請書”の様式は、入札及び契約心得に掲載されている。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	R 0 5 1 1 4
	調 達 要 求 番 号	3 M C S 1 A A 0 0 3 9
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 5 年 1 2 月 8 日
	作 成 部 課	装 備 計 画 部 通 信 電 子 課
	作 成 年 月 日	令 和 5 年 1 2 月 6 日
品 名	デ ー タ 伝 送 分 析 器 (G A Y - 1 0 2) (校 正)	
仕 様 書 番 号	N S - C 2 0 0 0 0 1	

下記の事項について、仕様書を補足する。

1 仕様書 2 校正に関する要求 2.1 校正対象品目

品 名 データ伝送分析器 (GAY-102) × 1 UN
 製造会社 安藤電気株式会社
 製造型式 AP-9216
 製造番号 10276012

2 仕様書 2.6 使用計測器

製造会社の推奨とする計測器を使用する。

3 仕様書 2.7 校正基準

製造会社推奨の基準とする。

4 仕様書 5 その他の指示 5.1 輸送

輸送は、契約相手方が担任するものとする。

5 その他

契約物品の全部又は主要部品の製造、組立、改造、改修又は修理等を第三者に請け負わせようとする場合は、“下請負承認申請書”を契約担当官に提出し、承認を受ける。

なお、“下請負承認申請書”の様式は、入札及び契約心得に掲載されている。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	R 0 5 1 1 5
	調 達 要 求 番 号	3 M C S 1 A A 0 0 3 9
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 5 年 1 2 月 8 日
	作 成 部 課	装 備 計 画 部 通 信 電 子 課
	作 成 年 月 日	令 和 5 年 1 2 月 6 日
品 名	誤り率測定器 (GPM-27) (校正)	
仕 様 書 番 号	NS-C200001	

下記の事項について、仕様書を補足する。

1 仕様書 2 校正に関する要求 2.1 校正対象品目

品 名 誤り率測定器 (GPM-27) × 1 UN
 製造会社 横河電機株式会社
 製造型式 3780A
 製造番号 2908U04539

2 仕様書 2.6 使用計測器

製造会社の推奨とする計測器を使用する。

3 仕様書 2.7 校正基準

製造会社推奨の基準とする。

4 仕様書 5 その他の指示 5.1 輸送

輸送は、契約相手方が担任するものとする。

5 その他

契約物品の全部又は主要部品の製造、組立、改造、改修又は修理等を第三者に請け負わせようとする場合は、“下請負承認申請書”を契約担当官に提出し、承認を受ける。

なお、“下請負承認申請書”の様式は、入札及び契約心得に掲載されている。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	R 0 5 1 1 6
	調 達 要 求 番 号	3 M C S 1 A A 0 0 3 9
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 5 年 1 2 月 8 日
	作 成 部 課	装 備 計 画 部 通 信 電 子 課
	作 成 年 月 日	令 和 5 年 1 2 月 6 日
品 名	セ ン サ ー モ ジ ュ ー ル (1 1 7 2 2 A) (校 正)	
仕 様 書 番 号	N S - C 2 0 0 0 0 1	

下記の事項について、仕様書を補足する。

1 仕様書 2 校正に関する要求 2.1 校正対象品目

品 名 センサーモジュール(11722A)×1UN
 製造会社 日本ヒューレット・パカード株式会社
 製造型式 11722A
 製造番号 2716A02703

2 仕様書 2.6 使用計測器

製造会社の推奨とする計測器を使用する。

3 仕様書 2.7 校正基準

製造会社推奨の基準とする。

4 仕様書 5 その他の指示 5.1 輸送

輸送は、契約相手方が担任するものとする。

5 その他

契約物品の全部又は主要部品の製造、組立、改造、改修又は修理等を第三者に請け負わせようとする場合は、“下請負承認申請書”を契約担当官に提出し、承認を受ける。

なお、“下請負承認申請書”の様式は、入札及び契約心得に掲載されている。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	R 0 5 1 1 7
	調 達 要 求 番 号	3 M C S 1 A A 0 0 3 9
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 5 年 1 2 月 8 日
	作 成 部 課	装 備 計 画 部 通 信 電 子 課
	作 成 年 月 日	令 和 5 年 1 2 月 6 日
品 名	セ ン サ ー モ ジ ュ ー ル (1 1 7 9 2 A) (校 正)	
仕 様 書 番 号	N S - C 2 0 0 0 0 1	
<p>下記の事項について、仕様書を補足する。</p> <p>1 仕様書 2 校正に関する要求 2.1 校正対象品目 品 名 センサーモジュール(11792A)×1UN 製造会社 日本ヒューレット・パッカード株式会社 製造型式 11792A 製造番号 2814A01017</p> <p>2 仕様書 2.6 使用計測器 製造会社の推奨とする計測器を使用する。</p> <p>3 仕様書 2.7 校正基準 製造会社推奨の基準とする。</p> <p>4 仕様書 5 その他の指示 5.1 輸送 輸送は、契約相手方が担任するものとする。</p> <p>5 その他 契約物品の全部又は主要部品の製造、組立、改造、改修又は修理等を第三者に請け負わせようとする場合は、“下請負承認申請書”を契約担当官に提出し、承認を受ける。 なお、“下請負承認申請書”の様式は、入札及び契約心得に掲載されている。</p>		

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	R 0 5 1 1 8
	調 達 要 求 番 号	3 M C S 1 A A 0 0 3 9
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 5 年 1 2 月 8 日
	作 成 部 課	装 備 計 画 部 通 信 電 子 課
	作 成 年 月 日	令 和 5 年 1 2 月 6 日
品 名	信 号 発 生 器 (G S G - 1 6 7 - E) (校 正)	
仕 様 書 番 号	N S - C 2 0 0 0 0 1	

下記の事項について、仕様書を補足する。

- 1 仕様書 2 校正に関する要求 2.1 校正対象品目
品 名 信号発生器 (G S G - 1 6 7 - E) × 1 U N
製造会社 アジレント・テクノロジー株式会社
製造型式 E 8 2 5 7 D
製造番号 M Y 5 1 5 0 1 3 4 6
- 2 仕様書 2.6 使用計測器
製造会社の推奨とする計測器を使用する。
- 3 仕様書 2.7 校正基準
製造会社推奨の基準とする。
- 4 仕様書 5 その他の指示 5.1 輸送
輸送は、契約相手方が担任するものとする。
- 5 その他
契約物品の全部又は主要部品の製造、組立、改造、改修又は修理等を第三者に請け負わせようとする場合は、“下請負承認申請書”を契約担当官に提出し、承認を受ける。
なお、“下請負承認申請書”の様式は、入札及び契約心得に掲載されている。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	R 0 5 1 1 9
	調 達 要 求 番 号	3 M C S 1 A A 0 0 3 9
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 5 年 1 2 月 8 日
	作 成 部 課	装 備 計 画 部 通 信 電 子 課
	作 成 年 月 日	令 和 5 年 1 2 月 6 日
品 名	抵 抗 箱 (S R - 1) (校 正)	
仕 様 書 番 号	N S - C 2 0 0 0 0 1	

下記の事項について、仕様書を補足する。

1 仕様書 2 校正に関する要求 2.1 校正対象品目

品 名 抵抗箱 (SR-1) (校正) × 1 UN
 製造会社 安藤電気株式会社
 製造型式 SR-1
 製造番号 C79983J

2 仕様書 2.6 使用計測器

製造会社の推奨とする計測器を使用する。

3 仕様書 2.7 校正基準

製造会社推奨の基準とする。

4 仕様書 5 その他の指示 5.1 輸送

輸送は、契約相手方が担任するものとする。

5 その他

契約物品の全部又は主要部品の製造、組立、改造、改修又は修理等を第三者に請け負わせようとする場合は、“下請負承認申請書”を契約担当官に提出し、承認を受ける。

なお、“下請負承認申請書”の様式は、入札及び契約心得に掲載されている。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	R 0 5 1 2 0
	調 達 要 求 番 号	3 M C S 1 A A 0 0 3 9
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 5 年 1 2 月 8 日
	作 成 部 課	装 備 計 画 部 通 信 電 子 課
	作 成 年 月 日	令 和 5 年 1 2 月 6 日
品 名	標 準 コ ン デ ン サ A (1 6 3 8 0 A) (校 正)	
仕 様 書 番 号	N S - C 2 0 0 0 0 1	

下記の事項について、仕様書を補足する。

- 1 仕様書 2 校正に関する要求 2.1 校正対象品目
品 名 標 準 コ ン デ ン サ A (1 6 3 8 0 A) × 1 U N
製造会社 日本ヒューレット・パカード株式会社
製造型式 1 6 3 8 0 A
製造番号 1 8 4 0 J 0 1 1 0 5
- 2 仕様書 2.6 使用計測器
製造会社の推奨とする計測器を使用する。
- 3 仕様書 2.7 校正基準
製造会社推奨の基準とする。
- 4 仕様書 5 その他の指示 5.1 輸送
輸送は、契約相手方が担任するものとする。
- 5 その他
契約物品の全部又は主要部品の製造、組立、改造、改修又は修理等を第三者に請け負わせようとする場合は、“下請負承認申請書”を契約担当官に提出し、承認を受ける。
なお、“下請負承認申請書”の様式は、入札及び契約心得に掲載されている。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	R 0 5 1 2 1
	調 達 要 求 番 号	3 M C S 1 A A 0 0 3 9
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 5 年 1 2 月 8 日
	作 成 部 課	装 備 計 画 部 通 信 電 子 課
	作 成 年 月 日	令 和 5 年 1 2 月 6 日
品 名	標 準 コ ン デ ン サ C (1 6 3 8 0 C) (校 正)	
仕 様 書 番 号	N S - C 2 0 0 0 0 1	

下記の事項について、仕様書を補足する。

- 1 仕様書 2 校正に関する要求 2.1 校正対象品目
 品 名 標準コンデンサC (16380C) ×1UN
 製造会社 日本ヒューレット・パカード株式会社
 製造型式 16380C
 製造番号 2519J00356
- 2 仕様書 2.6 使用計測器
 製造会社の推奨とする計測器を使用する。
- 3 仕様書 2.7 校正基準
 製造会社推奨の基準とする。
- 4 仕様書 5 その他の指示 5.1 輸送
 輸送は、契約相手方が担任するものとする。
- 5 その他
 契約物品の全部又は主要部品の製造、組立、改造、改修又は修理等を第三者に請け負わせようとする場合は、“下請負承認申請書”を契約担当官に提出し、承認を受ける。
 なお、“下請負承認申請書”の様式は、入札及び契約心得に掲載されている。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	R 0 5 1 2 2
	調 達 要 求 番 号	3 M C S 1 A A 0 0 3 9
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 5 年 1 2 月 8 日
	作 成 部 課	装 備 計 画 部 通 信 電 子 課
	作 成 年 月 日	令 和 5 年 1 2 月 6 日
品 名	信号発生器 (GSG-167-B) (校正)	
仕 様 書 番 号	NS-C200001	
<p>下記の事項について、仕様書を補足する。</p> <p>1 仕様書 2 校正に関する要求 2.1 校正対象品目 品 名 信号発生器 (GSG-167-B) × 1 UN 製造会社 アジレント・テクノロジー株式会社 製造型式 E8257D 製造番号 MY49281361</p> <p>2 仕様書 2.6 使用計測器 製造会社の推奨とする計測器を使用する。</p> <p>3 仕様書 2.7 校正基準 製造会社推奨の基準とする。</p> <p>4 仕様書 5 その他の指示 5.1 輸送 輸送は、契約相手方が担任するものとする。</p> <p>5 その他 契約物品の全部又は主要部品の製造、組立、改造、改修又は修理等を第三者に請け負わせようとする場合は、“下請負承認申請書”を契約担当官に提出し、承認を受ける。 なお、“下請負承認申請書”の様式は、入札及び契約心得に掲載されている。</p>		

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	R 0 5 1 2 3
	調 達 要 求 番 号	3 M C S 1 A A 0 0 3 9
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 5 年 1 2 月 8 日
	作 成 部 課	装 備 計 画 部 通 信 電 子 課
	作 成 年 月 日	令 和 5 年 1 2 月 6 日
品 名	クランプメータ (DCM-60L) (校正)	
仕 様 書 番 号	NS-C200001	

下記の事項について、仕様書を補足する。

- 1 仕様書 2 校正に関する要求 2.1 校正対象品目
品 名 クランプメータ (DCM-60L) ×1UN
製造会社 三和電気計器株式会社
製造型式 DCM-60L
製造番号 11055200093
- 2 仕様書 2.6 使用計測器
製造会社の推奨とする計測器を使用する。
- 3 仕様書 2.7 校正基準
製造会社推奨の基準とする。
- 4 仕様書 5 その他の指示 5.1 輸送
輸送は、契約相手方が担任するものとする。
- 5 その他
契約物品の全部又は主要部品の製造、組立、改造、改修又は修理等を第三者に請け負わせようとする場合は、“下請負承認申請書”を契約担当官に提出し、承認を受ける。
なお、“下請負承認申請書”の様式は、入札及び契約心得に掲載されている。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	R 0 5 1 2 4
	調 達 要 求 番 号	3MCS1AA0039
	調 達 要 求 年 月 日	令和5年12月8日
	作 成 部 課	装備計画部通信電子課
	作 成 年 月 日	令和5年12月6日
品 名	クランプテスタ (CM-400) (校正)	
仕 様 書 番 号	NS-C200001	

下記の事項について、仕様書を補足する。

1 仕様書 2 校正に関する要求 2.1 校正対象品目

品 名 クランプテスタ (CM-400) × 1 UN
 製造会社 株式会社カスタム
 製造型式 CM-400
 製造番号 -

2 仕様書 2.6 使用計測器

製造会社の推奨とする計測器を使用する。

3 仕様書 2.7 校正基準

製造会社推奨の基準とする。

4 仕様書 5 その他の指示 5.1 輸送

輸送は、契約相手方が担任するものとする。

5 その他

契約物品の全部又は主要部品の製造、組立、改造、改修又は修理等を第三者に請け負わせようとする場合は、“下請負承認申請書”を契約担当官に提出し、承認を受ける。

なお、“下請負承認申請書”の様式は、入札及び契約心得に掲載されている。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	R 0 5 1 2 5
	調 達 要 求 番 号	3MCS1AA0040
	調 達 要 求 年 月 日	令和5年12月8日
	作 成 部 課	装備計画部通信電子課
	作 成 年 月 日	令和5年12月6日
品 名	擬似負荷 (GDA-2) (校正)	
仕 様 書 番 号	NS-C200001	

下記の事項について、仕様書を補足する。

- 1 仕様書 2 校正に関する要求 2.1 校正対象品目
品 名 擬似負荷 (GDA-2) × 7 UN
製造会社 東京電波株式会社
製造型式 -
製造番号 49428、49430、109327、109329
106639、109968、111906
- 2 仕様書 2.6 使用計測器
製造会社の推奨とする計測器を使用する。
- 3 仕様書 2.7 校正基準
製造会社推奨の基準とする。
- 4 仕様書 5 その他の指示 5.1 輸送
輸送は、契約相手方が担任するものとする。
- 5 その他
契約物品の全部又は主要部品の製造、組立、改造、改修又は修理等を第三者に請け負わせようとする場合は、“下請負承認申請書”を契約担当官に提出し、承認を受ける。
なお、“下請負承認申請書”の様式は、入札及び契約心得に掲載されている。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	R 0 5 1 2 6
	調 達 要 求 番 号	3MCS1AA0040
	調 達 要 求 年 月 日	令和5年12月8日
	作 成 部 課	装備計画部通信電子課
	作 成 年 月 日	令和5年12月6日
品 名	レンジ校正器 (ML2419A) (校正)	
仕 様 書 番 号	NS-C200001	

下記の事項について、仕様書を補足する。

1 仕様書 2 校正に関する要求 2.1 校正対象品目

品 名 レンジ校正器 (ML2419A) ×1UN
 製造会社 アンリツ株式会社
 製造型式 ML2419A
 製造番号 6K00003703

2 仕様書 2.6 使用計測器

製造会社の推奨とする計測器を使用する。

3 仕様書 2.7 校正基準

製造会社推奨の基準とする。

4 仕様書 5 その他の指示 5.1 輸送

輸送は、契約相手方が担任するものとする。

5 その他

契約物品の全部又は主要部品の製造、組立、改造、改修又は修理等を第三者に請け負わせようとする場合は、“下請負承認申請書”を契約担当官に提出し、承認を受ける。
 なお、“下請負承認申請書”の様式は、入札及び契約心得に掲載されている。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	R 0 5 1 2 7
	調 達 要 求 番 号	3MCS1AA0040
	調 達 要 求 年 月 日	令和5年12月8日
	作 成 部 課	装備計画部通信電子課
	作 成 年 月 日	令和5年12月6日
品 名	同期端局測定器 (GTS-212) (校正)	
仕 様 書 番 号	NS-C200001	

下記の事項について、仕様書を補足する。

1 仕様書 2 校正に関する要求 2.1 校正対象品目

品 名 同期端局測定器 (GTS-212) ×1UN
 製造会社 安藤電気株式会社
 製造型式 -
 製造番号 90812404

2 仕様書 2.6 使用計測器

製造会社の推奨とする計測器を使用する。

3 仕様書 2.7 校正基準

製造会社推奨の基準とする。

4 仕様書 5 その他の指示 5.1 輸送

輸送は、契約相手方が担任するものとする。

5 その他

契約物品の全部又は主要部品の製造、組立、改造、改修又は修理等を第三者に請け負わせようとする場合は、“下請負承認申請書”を契約担当官に提出し、承認を受ける。

なお、“下請負承認申請書”の様式は、入札及び契約心得に掲載されている。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	R05130
	調 達 要 求 番 号	3MCS1AA0042
	調 達 要 求 年 月 日	令和5年12月8日
	作 成 部 課	装備計画部通信電子課
	作 成 年 月 日	令和5年12月6日
品 名	オシロスコープ校正器 (GTS-151-B) (校正) *	
仕 様 書 番 号	NS-C200001	

下記の事項について、仕様書を補足する。

- 1 仕様書 2 校正に関する要求 2.1 校正対象品目
品 名 オシロスコープ校正器 (GTS-151-B) (校正) ×1UN*
製造会社 株式会社フルーク
製造型式 5820A
製造番号 9291021
- 2 仕様書 2.6 使用計測器
製造会社の推奨とする計測器を使用する。
- 3 仕様書 2.7 校正基準
製造会社推奨の基準とする。
- 4 仕様書 5 その他の指示 5.1 輸送
輸送は、契約相手方が担任するものとする。
- 5 その他
契約物品の全部又は主要部品の製造、組立、改造、改修又は修理等を第三者に請け負わせようとする場合は、“下請負承認申請書”を契約担当官に提出し、承認を受ける。
なお、“下請負承認申請書”の様式は、入札及び契約心得に掲載されている。

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法、（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

- (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の設置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合